保護者の皆さまへ！

# 今から考えよう！ 子どものインターネット利用

## 携帯型ゲーム機で高額請求！

携帯型ゲーム機を使ってインターネットをしていたところ、アダルトサイトにアクセスしてしまい、質問に回答したところ高額請求を受けた。

## SNSでトラブル発生！

SNSに冗談のつもりで書いた友達の悪口が、その友達に見つかってしまい、トラブルになってしまった。ソーシャルゲーム内で、ゲームを優位に進める有料アイテムの購入を繰り返し、高額請求にあった。

**うちの子にはまだ早い・うちの子に限ってと思っていませんか！？**

これらの事例は、全て小学生の中で起きたことです。インターネットは便利で楽しい反面、子どもに見せたくない有害情報にアクセスしてしまう可能性や、子どもが悩んでいても、親の目からは見えづらいという閉鎖性を持っています。これからのネット社会、グローバル社会を生き抜く子どもたちのために、今からインターネットを適切に利用する能力をお子さんに身につけさせましょう！！

## お子さんの周りのインターネット接続機器を把握しましょう！

子どもの所有率が高い携帯型ゲーム機からも無線LAN（Wi-Fiなど）で、インターネットへ簡単に接続でき、有害なサイトにアクセスが可能です。新しく買い与える際には、インターネットに接続できる機器か確認しましょう！

※インターネット接続機器の中には、インターネットに接続しないように設定することが出来ます。説明書等をご確認下さい。

## フィルタリングの設定をしましょう！

有害情報を閲覧することや、有害な情報を介して犯罪被害に遭わないために、神奈川県青少年保護育成条例では、青少年（18歳まで）の携帯電話等（スマホ含む）には、フィルタリングの設定が義務づけられています。

※携帯型ゲーム機にもフィルタリングを設定することができます。詳しくは各ゲーム機の取り扱い説明書等で確認下さい。

## 親子でインターネットの利用についてルールを作りましょう！

目標はお子さん自身が、インターネットでやっていいこと悪いことの分別がつくようになることです。家庭内でルールを作り、正しい利用方法を学ばせ、見守りましょう！

※お子さんの発達状況に応じて、お子さんの意見も聞きルールも変えていきましょう！

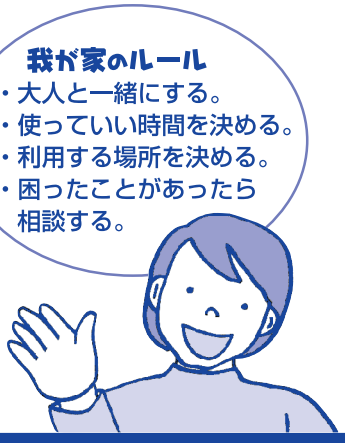


トピック

### 昼夜逆転！子どもも心配！ネット依存！

オンラインゲームをはじめ、ネットに熱中しすぎ日常生活や社会生活に障害が起こる、いわゆるネット依存が問題になっています。昼夜が逆転し学校や会社に通えないといった例もあります。「ネットをしないとイライラする」、「不安を感じる」ようになったら要注意！自覚がないのも特徴です。親子で上手にネットと付き合っていきましょう。

# 地域で青少年指導員等が見守っています！

青少年指導員、少年補導員などは、
地域の青少年の健全な育成に役立つ活動を行っています。

## STOP!! 青少年保護育成条例により、青少年の深夜外出は禁止されています！保護者同伴でも！

## こんなシーンなくしましょう!!

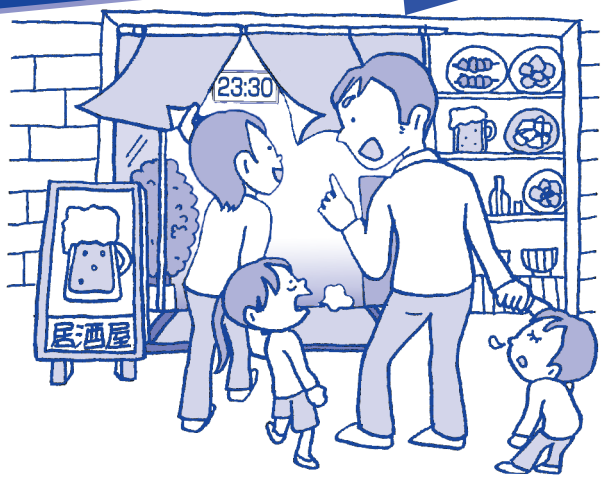


●青少年（18歳未満）の単独での深夜外出は、禁止されています。
深夜外出に伴い、犯罪被害等に遭う危険性が多くあります。

●保護者同伴でも、生活習慣の乱れを引き起こすことや深夜外出への抵抗感を下げ、将来の単独外出を助長する恐れがあります。深夜外出を控えましょう。

●カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴でも深夜の利用は、禁止されています。

※お店によっては、自主規制により午後11時より早い時間に、青少年の入場を禁止していることもあります。

### 例外的に深夜外出が認められる例

- 青少年が塾、夜学、夜勤などに通う場合
- 病気など緊急の場合
- キャンプ、天体観測など青少年の健全な育成に役立つ行事に参加する場合
- 保護者が仕事等で帰宅が遅くなるなど、家庭内の事情により、深夜に外出する必要がある場合

## 知ってますか！？
## 家庭用ゲームにも対象年齢があります！

| 年齢区分マーク | |
|---|---|
| A | 全年齢対象 |
| B | 12才以上対象 |
| C | 15才以上対象 |
| D | 17才以上対象 |
| Z | 18才以上のみ対象 |

●家庭用ゲームソフトには、ゲーム内容・表現に応じた対象年齢があります。特に「Z」区分のゲームについては子どもに見せたくない残虐な場面等が含まれていることから、神奈川県では条例で、他のゲームと区分して陳列し、青少年には販売しない取扱いとなっています。

●ゲーム機には、お子さんの年齢にふさわしくないソフトを制限する機能があります。設定方法は各ゲーム機の取扱説明書等をご確認ください。

※審査はCERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構）が行っています。

神奈川県・神奈川県教育委員会・神奈川県警察本部
お問い合わせは　神奈川県青少年課　地域環境グループ
☎ 045−210−3848（直）　FAX 045−210−8841
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/